

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月1日

【会社名】 横浜冷凍株式会社

【英訳名】 YOKOHAMA REITO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉川 俊雄

【本店の所在の場所】 横浜市神奈川区守屋町一丁目1番地7
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 (045)210-0011

【事務連絡者氏名】 経理部長 吉田 豊

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー7階

【電話番号】 (045)210-0011

【事務連絡者氏名】 経理部長 吉田 豊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 7,000,000,000円
(注) 募集金額は発行価額の総額であります。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に、安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

本新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.50円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

銘柄	横浜冷凍株式会社120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金7,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1,000,000円
発行価額の総額(円)	金7,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金102.50円(注)1.
発行価額(円)	各社債の金額100円につき金100円(注)2. ただし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成30年7月17日(火)
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ただし、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。</p> <p>2. 社債の償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成30年7月17日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(本号に定義する。以下同じ。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号乃至に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。</p>

組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ							
	70	80	90	100	110	120	130	140
平成25年7月22日	98.05	100.72	104.25	108.84	114.64	121.77	130.25	140.00
平成26年7月22日	98.96	101.51	104.75	108.97	114.53	121.59	130.17	140.00
平成27年7月22日	99.79	102.38	105.12	108.63	113.55	120.09	130.00	140.00
平成28年7月22日	97.54	98.83	101.51	105.92	112.13	120.05	130.00	140.00
平成29年7月22日	98.49	99.04	100.90	104.93	111.41	120.02	130.00	140.00
平成30年7月13日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00

(注) 上記表中の数値は、平成25年6月24日(月)現在における見込みの数値であり、平成25年7月9日(火)から平成25年7月12日(金)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還日時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項第(1)号、第(2)号若しくは第(4)号に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本及び本項第(3)号において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日を行い、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。参照パリティ又は償還日が本号の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

	<p>(ロ) 参照パリティが本号の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>(ハ) 参照パリティが本号の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。</p> <p>ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の140%を上限とし、本号の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が140%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の140%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称している。</p> <p>「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称している。</p> <p>(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社</p> <p>(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社</p> <p>(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社</p> <p>(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社</p> <p>(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社</p> <p>(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社</p> <p>当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消することはできない。</p> <p>(3) 上場廃止等による繰上償還</p> <p>(イ) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。</p>
--	---

上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付け期間の末日時点で有効な公開買付け価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付け期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付け期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項第(1)号、第(2)号若しくは第(4)号に定める転換価額の修正又は調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

本号にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号又はに定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号又はに基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

当社は、本号又はに定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) 120%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、平成27年7月17日以降、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応答日(応答日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

	<p>本項第(2)号又は第(3)号 若しくは に定める繰上償還事由及び本号 に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号 若しくは に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号 に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。</p> <p>当社は、本号 に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。</p> <p>(5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(6) 当社は、法令又は振替機関(別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(別記「払込期日」欄に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入れを行った場合には、当該本新株予約権付社債を消却するものとし、この場合において、当該新株予約権付社債に付された本新株予約権については、別記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなることにより消滅する。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)17. 「償還金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金102.50円。なお、申込証拠金のうち発行価額相当額(各社債の金額100円につき金100円)は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年7月16日(火)から平成25年7月17日(水)まで(注)3.)とし、当該期間内に別記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みものとする。
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年7月22日(月)(注)3. . 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。)には、本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」において、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p> <p>2. 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前二項は適用されない。</p>

<p>財務上の特約(その他の条項)</p>	<p>1. 担保付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2. 特定資産の留保</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産(以下「留保資産」という。)を本新株予約権付社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の 乃至 についても特約するものとする。</p> <p>留保資産のうえに本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。</p> <p>当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨、当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。</p> <p>当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。</p> <p>当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の承諾により、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は留保資産から除外することができる旨。</p> <p>当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。</p> <p>本号 の場合、留保資産のうえに担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。</p> <p>(3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p> <p>3. 担保提供制限に係る特約の解除</p> <p>当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は本欄第1項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、又は前項により本新株予約権付社債のために留保資産の留保を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄及び別記(注)11.「社債管理者に対する通知」(2)は適用されない。</p>
-----------------------	---

(注) 1. 一般募集は発行価格にて行います。

2. 発行価額は当社が引受人より本新株予約権付社債の払込金額として受取る各社債の金額100円あたりの金額であります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、平成25年7月9日(火)から平成25年7月12日(金)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年7月8日(月)から平成25年7月12日(金)までを予定しておりますが、実際の転換価額等の決定期間は、平成25年7月9日(火)から平成25年7月12日(金)までを予定しております。

従いまして、

- (1) 転換価額等決定日が平成25年7月9日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年7月10日(水) 至 平成25年7月11日(木)」、払込期日は「平成25年7月17日(水)」
- (2) 転換価額等決定日が平成25年7月10日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年7月11日(木) 至 平成25年7月12日(金)」、払込期日は「平成25年7月18日(木)」
- (3) 転換価額等決定日が平成25年7月11日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年7月12日(金) 至 平成25年7月16日(火)」、払込期日は「平成25年7月19日(金)」
- (4) 転換価額等決定日が平成25年7月12日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 本新株予約権付社債の募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本新株予約権付社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA-の信用格付を平成25年7月1日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本新株予約権付社債の申込期間中に本新株予約権付社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR : 電話番号03-3544-7013

6. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本社債権者が新株予約権付社債の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債が発行される場合、かかる新株予約権付社債は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債を記名式とすることを請求することはできない。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

8. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうちに残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合、

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合、

- (2) 本(注)8.(1)の場合には、当社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

9. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本(注)14.に定めるところにより、その旨を公告するものとする。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(1)号により当社が、本社債権保全のために、担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときは、本(注)9.(2)に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(2)号、本(注)10.、本(注)11.、本(注)12.、本(注)13.、本(注)14.又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項若しくは第3項の規定のいずれかに違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申立を受け若しくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたととき。

10. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書(添付資料を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び本(注)10.(1)に規定する書面の提出に代えることができる。

11. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要事項を社債管理者に通知しなければならない。

- (3) 当社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
- 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - 当社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - 当社の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - 当社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - 解散を行うこと。
- 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。
- (4) 当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
- 当社が、支払停止となったとき又は手形交換所の取引停止処分、株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
 - 当社が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行若しくは担保権の実行としての競売(公売を含む。)の申立、又は滞納処分を受けたとき。
 - 当社又は第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。
 - 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

12. 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当社の費用で自ら又は人を派遣して当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 本(注)12.(1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

13. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、本(注)14.に定める方法によりこれを行う。

14. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、代表社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

15. 社債要項及び管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

16. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は横浜市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

17. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

18. 発行代理人及び支払代理人

株式会社横浜銀行

19. 本新株予約権付社債は別記「払込期日」欄記載の払込期日の翌営業日に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。

従いまして、

- (1) 転換価額等決定日が平成25年7月9日(火)の場合、上場日は「平成25年7月18日(木)」
- (2) 転換価額等決定日が平成25年7月10日(水)の場合、上場日は「平成25年7月19日(金)」
- (3) 転換価額等決定日が平成25年7月11日(木)の場合、上場日は「平成25年7月22日(月)」
- (4) 転換価額等決定日が平成25年7月12日(金)の場合、上場日は「平成25年7月23日(火)」

となる予定であります。上場日は変更されることがあります。

本新株予約権付社債は、上場日から売買を行うことができます。

社債等振替法の適用により、本新株予約権付社債の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により本新株予約権の行使により交付(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める。)する当社普通株式の数が増加する場合がある。</p> <p>2. 修正の基準 平成28年7月5日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある15連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。</p> <p>3. 転換価額の下限 当初の転換価額の80%である。なお、当該転換価額の下限が定められているため、前項の転換価額の修正に係る交付する当社普通株式の数の上限は定められていない。また、本新株予約権付社債の発行による資金調達額は、発行価額の総額であり、下限は定められていない。</p> <p>4. 修正の頻度 1回(平成28年7月19日に修正されることがある。)</p> <p>5. 当社による繰上償還条項 組織再編行為、上場廃止等及び120%コールオプション条項による繰上償還(詳細については、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号をご参照。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。 (2) 転換価額は、当初未定とする。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう(ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。) 当初の転換価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等を勘案したうえで、平成25年7月9日(火)から平成25年7月12日(金)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値。)に、112%から117%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。なお、上記計算の結果算出される転換価額が671円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本欄第2項又は第3項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。</p>

2. 転換価額の下方修正

- (1) 平成28年7月5日(決定日)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある15連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
- (2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、本項第(1)号により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本欄第3項第(1)号乃至第(4)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
- (3) 本項第(1)号又は第(2)号により修正された転換価額は、平成28年7月19日(以下本項において「効力発生日」という。)以降、これを適用する。
- (4) 決定日の翌日から効力発生日までの間に、本欄第3項第(1)号乃至第(4)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本項第(1)号又は第(2)号による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

3. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価(本項第(3)号 に定義する、以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(八) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合、

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(二) 上記(イ)乃至(八)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については別記（新株予約権付社債に関する事項）（注）４．の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額に} \left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \right) \times \text{より当該期間内に} \text{交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるもの限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に20を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成25年9月30日に終了する事業年度 1.20

平成26年9月30日に終了する事業年度 1.44

平成27年9月30日に終了する事業年度 1.73

平成28年9月30日に終了する事業年度 2.07

平成29年9月30日に終了する事業年度 2.49

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(1)号(二)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

	<p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本欄第2項又は本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(1)号（二）の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金7,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格（会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株あたりの価額）は、当該行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成25年8月1日から平成30年7月12日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(3) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成30年7月12日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降</p> <p>(4) 別記「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」（注）9. に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降</p>

	<p>(5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間</p> <p>本欄により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p> <p>4. 新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	当社が本新株予約権付社債を買入れ当該本新株予約権付社債を消却した場合には、当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継</p> <p>1. 当社は、当社が組織再編行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本欄第2項に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>2. 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。</p> <p>(1) 承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p>

	<p>(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項第(1)号乃至第(4)号に準じた修正又は調整を行う。</p> <p>(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>(6) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日(当社が別記「新株予約権の行使期間」欄第(5)号に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から同欄に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。</p> <p>(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(8) その他の承継新株予約権の行使の条件 各承継新株予約権の一部については、行使することができない。</p> <p>(9) 承継新株予約権の取得事由 取得事由は定めない。</p>
--	---

(注) 1. 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yokorei.co.jp/irnews/>) (以下「新聞等」という。)において公表します。転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。

3. 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. 単元株式数の定めを廃止に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

6. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

取引銀行からの借入や新株式の発行といった複数の資金調達方法を検討したうえで、当社財務状況及び足元の市場環境、既存株主への配慮等を総合的に勘案し、当社が目標に掲げる中期経営計画の達成に向けて、今後の経営環境等の変化に対応できる柔軟性ある財務戦略を遂行することを念頭に、金利コストの低減や必要額の調達といった点等の実現が可能な行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行が、現時点において最善の手法であると判断した。

なお、本新株予約権の行使により普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになり、また、転換価額の下修正条項が付されているため、転換価額の修正が行われた場合には本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加することになるが、かかる転換価額の修正が行われるのは1回のみに限定されており、修正による転換価額の下限も設定されていることから、希薄化の抑制が可能であると判断した。

7. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

(1)【新株予約権付社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,010	1. 引受人は、本新株予約権付社債の全額につき連帯して買取引受けを行います。 2. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(各社債の金額100円につき金2.50円)の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,520	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	560	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	560	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	350	
計	-	7,000	-

(2)【新株予約権付社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	1. 社債管理者は、共同で本新株予約権付社債の管理を受託します。 2. 本新株予約権付社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととします。
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
7,000	18	6,982

(注) 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものです。また、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額6,982百万円については、3,535百万円を平成26年7月末までに北海道小樽市における「(仮称)石狩第二物流センター」の新設にかかる設備投資資金に、残額を平成26年9月末までに大阪市における「(仮称)夢洲物流センター」の新設にかかる設備投資資金に充当する予定であります。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書(第65期)に記載の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画(1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成25年7月1日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年5月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
当社(仮称)夢洲物流センター(大阪府大阪市)	冷蔵倉庫事業	冷蔵倉庫の増設 冷蔵能力 25,900 t	5,398	877	新株予約権付社債発行資金、自己資金他	平成25年5月	平成26年6月	冷蔵能力 3.3%増 (注)1
当社(仮称)石狩第二物流センター(北海道小樽市)	冷蔵倉庫事業	冷蔵倉庫の増設 冷蔵能力 24,230 t 普通倉庫の新設 2,530㎡	3,751	216	新株予約権付社債発行資金、自己資金他	平成25年4月	平成26年4月	冷蔵能力 3.1%増 (注)1
THAI YOKOREI CO., LTD.(仮称)ワンノイ第二物流センター(THAI AYUTTHAYA)	冷蔵倉庫事業	冷蔵倉庫の増設 冷蔵能力 27,000 t	2,278	494	自己資金他	平成24年9月	平成25年12月	冷蔵能力 3.4%増 (注)1
当社 枕崎冷凍工場(鹿児島県枕崎市) 当社 唐津冷凍工場(佐賀県唐津市) 当社 佐世保冷凍工場(長崎県佐世保市) 当社 長崎冷凍工場(長崎県長崎市)	食品販売事業・冷蔵倉庫事業	凍結能力及び食品加工設備の増強	1,425	-	自己資金他	平成25年3月	平成25年12月	凍結能力 12.7%増 (注)2

(注)1 完成後の増加能力は、平成24年9月期連結会計年度末における当社の冷蔵能力788,690 tに対するそれぞれの完成後の冷蔵能力増加率であります。

2 完成後の増加能力は、平成24年9月期連結会計年度末における当社の凍結能力978 t / 日に対する完成後の凍結能力増加分124 t / 日の割合であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーパー(額面超過)での募集について

本新株予約権付社債の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.50円)で一般募集を行います。

本新株予約権付社債を償還期限まで保有した場合又は別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の「償還の方法」欄第2項第(4)号により繰上償還がなされる場合の償還金額は各社債の金額100円につき金100円となりますので、償還金額は発行価格(各社債の金額100円につき金102.50円)を下回ることになります。別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の「償還の方法」欄第2項第(2)号又は第(3)号により繰上償還がなされる場合にも、償還金額は発行価格を下回る場合があります(繰上償還における償還金額については同欄第2項第(2)号乃至第(4)号をご参照下さい。)

また、本新株予約権の行使請求に際して出資される財産の価額につきましても、各社債の金額100円につき金100円となりますので、かかる額は本新株予約権付社債の募集における発行価格を下回ることになります。

2 ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は大和証券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社普通株式の交付並びに株式分割に係る当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.yokorei.co.jp/irnews/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

〔株価情報等〕

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年6月28日から平成25年6月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

- ・平成22年6月28日から平成22年9月30日については、平成21年9月期有価証券報告書の平成21年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成22年10月1日から平成23年9月30日については、平成22年9月期有価証券報告書の平成22年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成23年10月1日から平成24年9月30日については、平成23年9月期有価証券報告書の平成23年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成24年10月1日から平成25年6月21日については、平成24年9月期有価証券報告書の平成24年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年1月1日から平成25年6月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）平成24年12月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第1四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期（自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日）平成25年5月14日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年12月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月1日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成25年7月1日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月1日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況及び事業環境による影響

当社グループは、水産品・畜産品・農産品及びそれらの加工食品の販売事業を営んでおります。産地偽装、農薬混入、鳥インフルエンザなど食品に係る問題の発生により、輸入量の減少、価格の高騰、消費の低迷などを引き起こし、売上高に影響を与える可能性があります。

また、冷夏・猛暑などの天候、海流、海水温など自然環境の変化により漁獲量の減少、消費動向の変化などの影響を受ける可能性もあります。

(2) 商品の価格変動に関するリスク

当社グループが取扱う水産品・畜産品などは、国内外の需給バランスにより相場が形成され調達価格が変動します。また、国内の漁獲量、収穫量、輸入制限・禁止措置などの影響により市場価格が変動することもあります。これらの価格変動は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産に関するリスク

冷蔵倉庫事業において、多額な設備投資を要する冷蔵倉庫を多数保有しております。冷蔵倉庫の事業環境が道路網の変更、漁獲量の減少などにより荷主企業の事業環境、利便性を損なうような変化が生じた場合、収益の低下や固定資産の減損、固定資産の処分などにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) IT（システム）リスク

当社グループの冷蔵倉庫事業及び食品販売事業は、全国オンラインシステムを通じて業務を実施しています。想定を超える大規模な災害が発生した場合、業務システムの停止やネットワークの寸断、及び長期にわたる大規模停電により、お取引先へのサービスの提供や業務運営が困難となり、当社グループの経営に影響を与える可能性があります。

なお、東日本大震災を踏まえ、耐震性に優れ、長時間電力供給のできる自家発電装置などを完備し、水害リスクの少ない立地にある大規模データセンターに重要なシステムを移設し、リスクの低減を図っています。

(5) 法的規制等の変更によるリスク

当社グループは、国内事業において倉庫業法、貨物利用運送事業法、通関業法、食品衛生法及び環境に関する法的規制等様々な法的規制の適用を受けております。そのため、当該法的規制等について、予期せぬ変更、新設及び法令違反等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 海外展開についてのリスク

当社グループは海外戦略について、調達面における集中を回避するために調達ルートを拡張し、またコスト競争力の観点から委託加工の拡大を図り、需給ギャップに留意した販売を目指して積極的な展開を行っております。しかし、事業を行う各国においてテロの発生及びその国の政情の悪化、経済状況の変動、予期せぬ法律・規制の変更又は日本との法律・規制の違いによるトラブル等があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 為替変動に関するリスク

当社グループにおいて商品や原材料の輸出入取引は主要事業の一部であり、外貨建取引については為替変動リスクにさらされることとなります。これらのリスクを軽減するために、為替予約取引を利用しておりますが、当該取引ではカバーできないほどの急激な為替変動があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

横浜冷凍株式会社 本店

（横浜市神奈川区守屋町一丁目1番地7）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。